

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和3年9月7日(火) 午前9時56分～午前10時16分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(9番) 柳沢 英希、 副議長(3番) 杉浦 康憲、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文、 杉浦 浩一

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 議席の指定について
- 2 常任委員会委員の選任について
- 3 特別委員会委員の選任について

4 高浜市議会議員政治倫理条例等の整備について

5 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 議席の指定について

委員長 この件につきましては、9月2日に開催されました各派代表者会議で協議され、杉浦浩一議員は、議席番号4に決定されましたが、これを9月定例会の第1日に、議長より指定することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 常任委員会委員の選任について

委員長 この件につきましても、同日に開催されました各派代表者会議で協議され、杉浦浩一議員は、総務建設委員会委員と決定されましたので、9月定例会の第1日に、議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

3 特別委員会委員の選任について

委員長 この件につきましても、同日に開催されました各派代表者会議で御協議をいただきましたが、各委員会委員等一覧表及び4年間の特別委員等を配付しておりますので、ご覧願います。

まず、杉浦浩一議員が、議会改革特別委員会委員に決定されましたので、9月定例会の第1日に、議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、決算及び予算特別委員会については、令和4年9月の決算と令和5年3月の予算に、杉浦浩一議員と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

4 高浜市議会議員政治倫理条例等の整備について

委員長 この件については、前回の議会運営委員会で協議しましたが、意見がまとまりませんでしたので、再度協議をお願いします。

初めに、今回、新たに市政クラブさんから資料が提出されております。既にタブレットに登録していますので、御確認いただいたと存じますが、市政クラブさんから資料の説明をお願いします。また、前回までの意見について、御意見があれば、併せてをお願いします。

市政クラブさん。2番、神谷直子委員。

意(2) 皆様の御手元に誓約書が2通、案として出させていただきました。

1点目が、これ、審査委員会のメンバーになった議員の方に書いていただくものです。もう1通が、これ、証人となる一般市民の方に書いていただくものとなっております。読み上げたほうがいいですか。説明だけでいいですか。

委員長 いや、今までの資料の説明もあれば。

意(2) この資料、誓約書、読み上げたほうがいいですか。よろしいですか。

委員長 特別なければ。

意(2) 施行規程のほうにも案がありまして、施行規程の第7条、誓約書の提出とありまして、これ、条例第5条第3項の規定により指名された委員は、同条第7項及び第8項を遵守する旨の誓約書、様式第5を速やかに議長に提出するものとする。2、条例第6条第3項の規定により、審査会が事情聴取等の必要な調査を行うために徴収されたものは、誓約書、様式第6を速やかに議長に提出するものとする。ということで、規定も変更させていただきたく存じます。以上、これが、今回、出させていただきました資料です。

前回までのお話の中で、資料1のほうに移りますけれども、新政会さん、2ページ目ですね。陳情、請願書等には氏名等は公表しているので、同様にすべきという意見がございましたが、これ、その審査委員に出した、または議長の元で、もしかして不受理されたものとか、審査委員会にかけられないと審査

委員会が決めたものの、市民の方の氏名、住所までは、公表する必要がないと
思っております。もし仮に、市民の方が誤解されていて、私たちの議員のした
態度のほうが正しいと審査委員会が認めたならば、その市民の方の氏名を公表
する必要がないと思っておりますので、私たちの態度のほうが正しいというこ
とが認められればいいと思います。ということで、この様式は、氏名等は公表
しない方向でいきたいと考えています。

また、先回は話しませんでしたけれども、縦覧規程についてですね、やは
りリコールなどは、地方自治法で縦覧規程がありますけれども、この審査委員
会に関しては、その縦覧規程までする必要がないと思っておりますので、私た
ちは議長案でいきたいと考えております。以上です。

委員長 ただいま市政クラブさんより資料の説明及び、前回までの協議につい
ての御意見がありました。市政クラブさんから提出された資料及び、前回の議
会運営委員会で協議した内容を踏まえてですね、本件について、各会派の御意
見をお願いします。

初めに、公明党さん。13番、今原ゆかり委員。

意(13) 第5条のところですけども、今、誓約書を出されたっていうこと
で、しっかり委員の人選が行われると思いますので、議長案で結構です。(後述
訂正)

縦覧規程におきましても、市政クラブさんと同じ意見です。以上です。

委員長 次に、新政会さん。8番、黒川美克委員。

意(8) 私も、議長案で結構です。(後述訂正)

委員長 次に、共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意(15) 今の誓約書の第6条ですか、見させていただきました。今、これ見
て、ついでにオッケーということは、ちょっと出せませんし、今まで、私ども
がいろいろ言ってることについては、まだ何ていうんですか、見直しはされて
ないんで、今すぐ、答えは出せません。

委員長 次に、参考までに、青政会さん。6番、柴田耕一議員。

意(6) 議長案で結構です。(後述訂正)

委員長 次に、高志クラブさん、5番、岡田公作議員。

意（５） 議長案で結構です。（後述訂正）

委員長 次に、高浜市民の会さん。16番、倉田利奈議員。

意（16） すごくこのままいくと、いろんところで、皆さんの考え方のそごがあつて、ちょっとトラブルになりかねないなというところで、例えば先ほどの氏名の公表とかにつきましたも、やはり議長が受け取った以上は、受け取る前でね、いや、これはもう形式的にも、全然全くもって議会に出すべきものではないものだったり、いろんなものがあると思うんですけど、そこで受け取った以上は、やはり公表にすべきだと思うんですね。やはり自分はこうこうこういう名前のもので、こういうことをお願いしたいんですってということで、特に政治倫理審査条例に基づく委員審査会の設置っていうのは、すごく議員の身分です、どうなるかっていうところまであるものですから、それを考えれば、やはり自分はどこそこの誰それですよということを、きちんと明らかにした上で出すっていうのは前提だとまず思うんですね。

そういう意味で、例えば、これは全くもって審査会に適さないということで議長が判断して、そこで、いや、受け取れませんよっていうことであれば、公表はしなくてもいいと思うんですけど、受け取った以上はやはり公表すべきだと思いますし、特に今回ですね、1,387 ですか、私の署名が出たってことなんですけど、実際に本当に署名が出てるかどうかっていうのを、議員が確認することも、今、出来ないような状況なんですよね。実際もって、どんな処分の要求が出てるのかっていうのも、処分要求書を回収されちゃったわけなので、そのとき一瞬見ただけですので、そんな全部覚えられませんです。なので、どう判断していいのかわからない。

議長のほうから、この署名が出たということ判断してね、議員発議でもできるんだからってことを言われるんですけど、なんか、どう判断していいのかわからないというところで、そういうところ、細かいことにつきました、どこで議員が確認できるのか、それから氏名公表をどこで公表するのか。それから私です、ほかのところでもいろいろ意見を言っているんですけど、なぜそれ意見を言っているかという、やはり今後ですね、いろんところで、トラブルになるっていうところを防ぐために、きちんと規則規程で、定めたほうがいい

いと思ってるんですけど、その辺りがきちんと定められないっていうことであれば、やはりですね、議員の身分が今後変わってくる可能性もあるような条例ですので、逐条解説なり何なり、きちんと規定していかなければ、私はならないと考えております。以上です。

委員長 以上ですかね、倉田議員。はい。

今、各会派の御意見を伺いました。それに対して、他会派として御意見があれば、お願いいたします。

意（16） 先ほど市政クラブさんが公表しなくていいっていうのは、ちょっとどういうことを根拠に、そういうふうに言われているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。根拠というか、理由というか。

意（2） 先ほども申しましたように、市民の方が署名を集めても、今回の場合で言うと設置されなかったわけですし、ただのパフォーマンスだったのかなと思うので。それ、もし誤解されてそういうことになってるならば、市民の方の権利としてやられたんですけど、誤解だったということで、公表しなくていいと考えています。

意（16） 誤解だったっていうのは、その出した人が誤解だったって言うのか、何なのかがわからないっていうことを、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

委員長 いや、まだ実際、この今、質問された内容とかなんかもですね、この今回、この倫理条例のこれを整備をするに当たった内容というか、ちょっとまだ、そこまで踏み込むあれではないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

意（16） で、こういうことがあるから、きちんと私は決めたほうがいいっていうふうに考えてるんですね。だからこそ、私は受け取ったのであれば、やはり受け取った以上は、公表しなければ、これは、もし公表しないってことであれば、すごく簡単に出せちゃうんですよね、皆さん。この議員がこんなことやってたっていうふうで、どんどん出せちゃうと思うんですよ。そういうことを防ぐためにも、やはり、それは出す人の責任がすごく重要だと思いますので、そこは明らかにするためにも、私は受け取った以上は、それは公表すべき。そ

れは陳情、請願でも一緒だと思いますので、同じ扱いにすべきと、私は考えています。

今、神谷直子議員がおっしゃったですね、今回のことと言っちゃうと、向こうがね、やっぱ取下げますって言うんだったら、それでもいいのかもしれないですけど。

委員長 先ほど申しあげましたように、取りあえず御意見として伺っておきます。

意（15） 私も今の話ですけど、請願でも陳情でも、住所、氏名は、例えば団体の役職があったら、それとか、代表者であれば、そういうことをきちんと書いて出すわけですけど、この政治倫理条例のほうで、それを書かないということは、ちょっと、何ていうんですか、おかしいっていうか、やっぱりきちんとその団体の名前や住所は、きちんと書くべきだと思いますんで、公表するべきだと思います。

意（8） 新政会がなぜ、そのまま、私が引いたかって言ったら、あくまでも、政治倫理審査会の調査会が設置をされたら、それは必ず審議をするわけですので、そのときには、公表をしますよ。ところが、それが設置する前に、これはちょっと相手が誤解だったとか、そういったときは、それは設置をしてないんだから、それは公表しなくてもいいじゃないかという、そういうことで僕は、それだったらいいよということと言ったわけですので、誤解のないようにお願いいたします。

委員長 神谷直子委員、いいですか。

意（2） 受け取っても、その設置をしなかった場合において、公表しないという。で、その審査委員会が、そのどういう判断をするかっていうのは、受け取った時点でわからないので、その公表するかしないかも含めて、審査委員会に委ねるという形でいいと考えております。

委員長 ただいま各会派より御意見を伺いましたが、意見が一致しませんでした。議会として意見を一致させるよう協議をしてきましたが、このまま協議を続けても、意見を一致させることは困難であるため、条例の改正については、議会の議決が必要となることから、それぞれの議員が所定の賛成者を募り、条

例の一部改正の議案を議員提案で本会議に上程していただき、本会議で審議の上、決めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、議案を議員提案される場合は、所定の賛成者とともに、議会運営委員会に諮った上で、御提出いただきますようお願いいたします。

意（２） 市政クラブとしては、今の追加した案とともに、議長案そのものに追加して、この条例を出させていきたいと考えております。

どうぞ皆さま御協力よろしくをお願いいたします。

委員長 議案を議員提案する場合は、議会運営委員会に諮った上で、御提出をお願いいたします。また、施行規程については、条例の一部改正が可決された後、議会運営委員会を開催し、そこで採決をとらせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

意（５） 先ほど私の発言で、議長案と申しましたが、市政クラブ案に修正をお願いいたします。

意（６） 私もそれをお願いいたします。市政クラブ案で。

意（８） 市政クラブの案でということをお願いいたします。

意（１３） 公明党としましても、市政クラブ案をお願いいたします。

委員長 いいですか。はい。戻ります。

５ その他

委員長 皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 16 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長